

中小企業信用保険法施行令及び株式会社日本政策金融公庫法施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 中小企業信用保険の付保及び株式会社日本政策金融公庫の貸付けの対象業種について、クレジット

カード業・割賦金融業等を追加するものとする事。

(本則関係)

第二 この政令は、公布の日から起算して二月を経過した日から施行するものとする事。

(附則第一項関係)

第三 この政令の施行に伴う所要の経過措置について規定する事。

(附則第二項関係)